

令和2年度 “ふじのくに”^{しみん}士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

議論した施策	環境に配慮した快適な社会の形成		
実施日/班名	11月7日(土) 第3班	担当部局名	くらし・環境部 環境政策課 廃棄物リサイクル課
目標	温室効果ガスや廃棄物の排出を削減し、暮らしを守る環境を保全します。		

2 施策推進の視点・主な取組み

👉 視点1 低炭素なライフスタイルの確立

- ① 地球環境の保全に向けた県民運動等の推進

👉 視点2 県民総参加による循環型社会の形成

- ② 3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)の推進

3 現状・課題

現状・課題1

- 国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、地球温暖化は疑う余地がないとされています。また、その要因が温室効果ガスの人為的排出によるものと科学的にほぼ断定しています。
- 日本の年平均気温は、100年あたり+1.21℃の割合で上昇傾向にあり、静岡市も同様に上昇傾向となっています。
- 日本の温室効果ガスの排出量は、2013年度まで増加傾向だったが、2014年度以降は減少しています。
- 本県の温室効果ガスの排出量は2011年度頃から、減少傾向にありますが、2005年度の排出量に対し、産業部門では削減の割合が大きい一方、業務部門、家庭部門ではより一層の削減が必要な状態です。
- また、気候変動による被害を低減する適応策の推進が必要です。
- 地球温暖化防止に向けた実践活動、情報提供の場として中心的な役割を担うとともに、県民、事業者、行政等の取組のコーディネート等を行うための機関として、県温暖化防止活動推進センターを指定しています。

現状・課題2

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動により、地球温暖化や資源の枯渇など地球規模の問題のほか、国内では有害物質の環境への影響や廃棄物最終処分場の確保などの問題も懸念されています。廃棄物の減量と資源の有効活用を通じて循環型社会を実現するため、国は、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、さらに、資源有効利用促進法や容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法を制定しました。
- 県民の暮らしに関わる重要な課題である廃棄物の削減に向けて、一般廃棄物の処理主体である市町と連携して、3Rなどの啓発に取り組んでいますが、一般廃棄物排出量(1人1日当たり)の推移は、生活系の排出量が減少傾向、また事業系の排出量は横ばいとなっています。このた

め、生活系、事業系それぞれの状況を踏まえた一般廃棄物全体の更なる削減対策を検討する必要があります。

4 コーディネーター取りまとめコメント（コーディネーターが議論を総括して取りまとめ）

リサイクルに関する自治体の地域間格差の是正に向け、自治体の計画の指針となる計画の立案を進めていただきたい。具体的には、ロードマップの明確化 各自治体共通の取組づくり、指標から外れる自治体の特定、分析などが挙げられ、それらを通じて、更なる合意形成を図っていくことが重要である。

県民への情報発信や情報共有を推進するため、個別・細分化された情報提供ではなく、SNSの特徴や利用者の属性などを踏まえた有効な発信ツールを活用して、一元的な情報の提供が必要である。

また、児童生徒学生だけではなく、就業者や既に退職された人など、色々な世代に対して、学びの機会になるような場所を、市町等と連携して、創出することが求められる。

CO₂の削減については、適切な目標を設定することが求められ、国が進める目標を踏まえた大目標と、日常的な取組の上に立つ、積み上げで出てくる目標をいかにバランスよくセットするかが重要となる。

各自治体の取組への評価・助言や、企業間連携の推進に積極的に取り組む必要がある。

5 施策の改善提案とその反映状況

- ごみの分別や温暖化対策の取組を促進するには、年代に合わせた教育や、様々な広報ツールの活用、情報発信の内容充実等により、県民意識の啓発を推進する必要がある。

ごみの分別は生活において全ての年代に密接に関わるため、特に若年のうちに分別やリサイクルの意識を持ち、知識を身につけることが重要である。県では、大学生や専門学校生等の入学式での「3R」の講座や、社会教育施設において親子で共に学べる啓発イベントを実施している。

また、温暖化対策については、市町や県地球温暖化防止活動推進センター、県地球温暖化防止活動推進員等と連携し、小中高の生徒や大学生、企業などに、地球温暖化対策や気候変動適応に関する教育や啓発を引き続き実施している。

今後は、テレビ、ラジオ、新聞や県民だよりなどに加えて、特に若年層の利用が多いSNSなどによって、効果的に情報が届くよう、各種ツールの特性やターゲットとなる世代を明確にする工夫をして広報を充実していく。

- 地球温暖化対策の推進について、30年後の長期展望を提示するとともに、国や市町の計画と調整を図り、適切な目標設定、具体的な施策を分かりやすく提示する必要がある。

来年度策定する次期地球温暖化対策実行計画では、国の計画等との整合を取りながら、30年後の長期目標を見据え、2030年度までの新たな目標を設定する。また、目標の達成に必要な具体的な施策を調査、検討し、新たな計画に分かりやすく示すとともに、計画に沿って効果的な取組を推進していく。

<2021年度新規取組>

- ・地球温暖化対策推進事業費（拡充）

- 民間事業者の事業活動における省エネ設備導入の促進を図るとともに、温室効果ガスの抑制のため森林保全を推進するなど、総合的な対策を講じる必要がある。

事業用建築物の省エネ化のために支援員を派遣するとともに、環境マネジメントシステムの導入を促進し、民間事業者の事業活動の省エネ化を図っていく。

また、間伐などの適正な森林整備を進めるとともに、大気中の二酸化炭素を固定している県産木材の利用拡大を図るため、公共建築物での利用促進や、民間建築物への助成を行っていく。

- ごみの分別・処理については、原則的には市町が運営主体であるが、現状では、自治体ごとに地域間格差があり、これまで以上に市町や事業者への支援を強化していく必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、市町はごみの減量・処分について責務があるとされていることから、各市町独自の処理となることはやむを得ないが、隣の市町と廃棄物の取扱いが異なることは住民感覚では理解しにくい事柄であるといえる。

現在、国においてプラスチックごみの回収・処理の見直しが検討されていることを機に、改めて分別処理の方策を検討するよう市町に働き掛けていく。

- クルポ事業の利用者拡大や、リサイクル認定制度の充実、6 Rの普及啓発の強化など、県民や事業者と連携した取組を推進していく必要がある。

クルポ事業については、事業者や市町等と連携してアクションメニューやポイント獲得場所を増やすとともに、キャンペーンの実施等により広報の機会を増やし、利用者の拡大を図っていく。

県の認定による品質の保証や工事等での優先利用などのメリットについて、パンフレットの作成や製品説明会の開催など広報方法の改善により、リサイクル認定制度の事業者・利用者への浸透を図っていく。

また、海洋プラスチックごみ防止6 R県民運動の普及啓発については、令和元年5月のスタート以来、賛同者や海岸等の清掃活動参加者数は順調に増加しているものの、興味や関心の低い人に対し、意識を高めてもらうよう、呼び掛けを継続するなど、県民や事業者が参画した取組を推進していく。